

多治見市新火葬場建設検討委員会報告書

平成 22 年 12 月 24 日

多治見市新火葬場建設検討委員会

1. 建設検討委員会の目的と作業経過

本委員会は、多治見市（以下「市」という。）が計画している新火葬場建設について、建設候補地の決定及び新火葬場が建設され実稼動に至るまでの課題に関して、現地の状況確認を優先しながら地域住民の意見や要望を踏まえ、市へ答申及び提言を行うことを目的として、平成 22 年 6 月 1 日に設置されたものである。

今回は、その第 1 段階として新火葬場建設候補地について市への答申を行ったが、以下に答申に至った過程を述べる。

2. これまでの経過

現在の火葬場は、建築から 40 年以上が経過していることから、施設の老朽化・旧式化が進み、市民ニーズにマッチしていないことや将来増大する火葬需要への対応が困難となること等、多くの問題を抱えている。

このため、新火葬場を建設することが必要であると考え総合計画に位置付けるとともに、平成 18 年 5 月には整備の基本方針や施設の規模・能力を決定、平成 20 年 5 月には「新火葬場建設候補地選定委員会」から望ましい候補地を「長瀬町地内の現火葬場及びその隣接地」とする答申を受けた。

しかし市は、平成 22 年 2 月、この候補地について地元協議を進める中で、地形上、用地の取得や関係機関との調整等、道路建設にかかる事業量が大きく、時間と費用の制約から最終的には実現は困難と判断した。

そこで、火葬場整備の基本方針を用地（市有地）優先から下記のコンセプト優先に転換し、このコンセプトに沿って市内プロジェクト会議において候補地の再検討と絞り込みが行われた。

本委員会は、市から提案のあった次の 4 ヶ所の候補地について検討したものである。

【コンセプト】--- 新火葬場建設に係る市内検討委員会の報告書から抜粋

- ・ 心の和む空間、やすらぎを与える尊厳のある施設（葬送の場）

【コンセプトを踏まえた施設の条件】

- (1) 施設とは、建物に限定せず敷地を含めた総合的なもの
- (2) 主要幹線道路から生活道路を経由しないで進入できる場所
- (3) 周囲に緑地帯等を設けることができ、静寂感を確保できること
- (4) 大規模な造成工事が必要でないこと
(主要幹線道路から長い進入路が必要でないこと)

【候補地】

1	大藪町 249 番地（上迫間洞ため池）
2	大藪町 1983 番地の 6～14、23(旧開墾地)
3	松坂町 3 丁目 5 番地の 1、6 番地の 1(昭和生コン対面)
4	笠原町 4022 番地の 7(旧ごみ焼却場)

【多治見市新火葬場施設及び敷地規模計画】

項 目	新 火 葬 場 (案)
敷地面積	8, 000～10, 000 m ²
施設延床面積	1, 700～2, 000 m ²
火葬炉	5 基 (全て大型規格 2 m 棺対応)、さらに 1 基増設対応
動物炉	1 基 (専用告別室、冷凍保管庫を設備)
汚物炉	無し (ただし、火葬は受付ける) 冷凍保管庫で保管後に人体炉で火葬
待合室	3 室 (個室型洋室 2 室 + 和室 1 室) 各室 30 名程度収容可能な規模
告別室	2 室 (個室)
収骨室	2 室 (個室)
玄関ホール	エントランス部に一定スペースを確保
待合ロビー	待合室前のスペースに 30 人～40 人分確保
駐車場	普通車 40 台～50 台、バス 2 台
霊安室	1 室、冷凍保管庫を 1 台設備
斎場	無し

3. 検討委員会のスケジュールと検討内容

当委員会の会議は、原則公開で行い会議の開催日時や資料、議事録等をホームページを通じ市民にお知らせするとともに、2 回の地域経過報告会、市議会特別委員会、笠原地域審議会、区長会等で報告を行った。ただし、第 9 回については、候補地を最終的に決定する会議であり、自由闊達な議論を確保するため非公開とした。

	年月日	内 容
第 1 回	6 月 1 日	経過報告、先進地視察 (羽島市、土岐市)
第 2 回	6 月 28 日	候補地視察
第 3 回	7 月 9 日	法規制等を基に候補地の検討
	7 月 21 日～23 日	第 1 回地域経過報告会 (3 会場)
第 4 回	8 月 3 日	地元意見の報告
第 5 回	8 月 30 日	選定基準の検討と候補地現地確認
	9 月 4 日	先進地見学会 (羽島市、関市)
	9 月 16 日～18 日	第 2 回地域経過報告会 (3 会場)
第 6 回	9 月 27 日	地元意見の報告と候補地の現地確認
第 7 回	11 月 2 日	候補地選定基礎資料の検討
第 8 回	11 月 30 日	候補地選定基礎資料の検討
第 9 回	12 月 17 日	候補地選定 (非公開)

4. 候補地選定の検討内容

当委員会が候補地選定で検討した項目について、以下に検討内容を述べる。この中で、大藪町 249 番地（上迫間洞ため池）を「ため池」と表示し、同じく大藪町 1983 番地の 6～14、23（旧開墾地）を「旧開墾地」松坂町 3 丁目 5 番地の 1、6 番地の 1（昭和生コン対面）を「松坂町」、笠原町 4022 番地の 7（旧ごみ焼却場）を「笠原町」とする。

(1) 候補地の位置等の現況

① 市中心部（多治見駅）からの距離と所要時間

この項目は、自動車を使用して、多治見駅北口から幹線道路を經由して各候補地までの所要時間を、平日、休日のそれぞれ 9 時、11 時、14 時について実測し、比較検討した。結果については、4 候補地とも大きな差がない状況であった。

② アクセス道路の状況

各候補地とも、国道や県道から直接接続しており、「主要幹線道路から生活道路を經由しないで進入できる」というコンセプトを満たしている。

ただし、笠原町については、国道 248 号線の一部で冬季に凍結の恐れがあるとの指摘があったが、早朝からの火葬はほとんど無いため交通に対する支障は小さいと考える。

③ 日照、騒音、通風、自然環境等の状況

日照、通風については、4 候補地間の差は小さいと考える。

騒音については、ため池、旧開墾地が国道 248 号線大藪インターチェンジに隣接していることから現地確認を行ったが、道路面が候補地より高い所にあり、それ程の騒音には感じられないことや施設内においては静寂性は保たれると考える。

自然環境については、ため池では貴重生物種の棲息の可能性が、松坂町では窯跡の埋蔵文化財が確認されていることから、環境アセスメント調査、埋蔵文化財発掘調査が必要と考える。なお、ため池については直近の 3 年間は貯水しているが、それ以前は長期間にわたり枯れ池であった。

笠原町については、廃棄物の焼却場・最終処分場であり、焼却場を撤去した跡地に新火葬場を建設することになる。他の候補地と比較すれば小高い所にあるため眺望、静寂性に優れているが、現状では周辺環境を整備するとしても自然環境豊かとは言い難い面がある。

④ 電気、水道、下水道等のインフラ整備状況

4 候補地とも市街化調整区域内に位置しているが、電気・上水道は、近隣まで整備されている。汚水処理に関しては、松坂町では公共下水道区域に隣接しており下水道への接続が可能であるが、他の 3 候補地は、合併処理浄化槽での処理で対応することになる。

(2) 火葬場が周辺環境に与える影響

① 日照、騒音、通風、自然環境などの環境へ及ぼす影響

他市の実例や実績から火葬場施設は、高さが 10m 程度と低いことや施設より発生

する騒音も問題になっておらず、利用者の車両も1日最大100台程度と予想されることから、日照・騒音については周辺に大きな影響を与えないと考える。

ため池、旧開墾地は、人の手から離れて自然に戻った環境に、再び人の手を加えるという点において少なからず影響があると言える。また、松坂町は、丘陵であり造成工事により地形の変更が大きいものの、日照、通風においては、他の候補地と同様に大きな影響は与えないと考える。

井戸水への影響については、候補地から半径200m以内を調査したところ、ため池で2世帯が上水道との併用、笠原町で2事業所が工業用に利用していることを確認した。ため池では井戸水を生活用水として利用しているが、開発面積と比較して周辺緑地面積が大きく影響は軽微と思われる。しかし、候補地となった場合には、事前・事後に影響調査を行う必要がある。

②景観へ与える影響

現代の火葬場施設は、従来の火葬場のイメージと異なり、文化的な施設の外観を呈するよう配慮されていることから、どの候補地においても景観への影響はほとんどないと考える。

ただし、笠原町を除き、今まで建物が無いところに建物ができるということから、緑地帯を設けるなど、施設周辺の環境との調和を図るよう計画する必要がある。なお、松坂町は、西方に位置する住宅団地の標高が高いため施設と法面が目視できるが、距離的に離れていることと、文化施設的な外観となるよう計画するため、大きな違和感が生じないと考える。

③周辺道路へ及ぼす影響

平成17年度に岐阜県が実施した道路交通センサスによれば、4候補地とも経路となる幹線道路の通行量は、数千～1万台となっており火葬場建設による100台程度の増加が交通渋滞に大きな影響を与える可能性は低いと考える。また、朝夕のラッシュ時についても、通常火葬場の利用はほとんどないため影響は小さいと考える。ただし、直接の要因とは言えないとしても、一部交差点での渋滞対策の要望については留意する必要がある。

④河川への影響

火葬自体からの排水は発生しないため、雨水及びトイレ等の合併浄化槽からの排水が及ぼす影響について検討した。

通常、開発にかかる雨水排水対策としては、開発基準の雨水量を基に設計された調整池を設置することにより、放流する河川への影響を軽減することが行われるため、4候補地とも大きな影響は与えないと考える。

ため池、旧開墾地、笠原町に関しては、合併浄化槽を設置することになるが、近年、性能が向上しており、周辺の水環境に大きな負荷を与えることにはならないと考える。

(3)建設コスト

①土地取得経費

4 候補地の土地所有形態は、ため池、笠原町の 2 候補地が市有地であるのに対して、旧開墾地と松坂町については民有地である。旧開墾地と松坂町に関しては、土地所有者の意向が計画に影響を与えることになる。

ため池に関しては、土地登記簿上の面積が約 8,000 m²であるため、他の候補地に比べて狭い印象がある。計画を進める上で周囲に緑地帯を設け、静寂感を確保することを考えれば、周辺地の取得も検討する必要がある。このことから、ため池に関して言えば、用地取得の経費が増える可能性がある。

②造成経費(場内道路、調整池、擁壁含む)

場内道路、調整池、擁壁を含む造成経費の概算結果では、経費の小さい順にため池、旧開墾地、笠原町、松坂町となった。

ため池、旧開墾地は、盛土工事が主体であるため、他の 2 候補地に比べ経費が安価になっている。笠原町は、最終処分場との区分をするための擁壁、植生等の整備経費が必要である。松坂町は丘陵地であり、切土工事による土砂の搬出と法面工事が必要なため大きな額となっている。

③周辺部の防災施設経費

この項目は、原則として雨水調整池は場内で整備することとしており、それ以外に必要な雨水排水設備等の設置経費について検討したものである。

松坂町については、雨水排水管を隣接県道に埋設し、既設排水管へ接続する経費が必要である。笠原町については、隣接の最終処分場の場内を含めた雨水排水施設の整理が必要であるため、この項目では 1 番大きな経費が必要となっている。大藪町の 2 候補地は、現状では雨水調整池による対応が可能と考える。

④環境アセス・文化財等調査経費

4 候補地とも事業面積が 1ha 程度であり、法の定める環境アセスメント調査は要しないが、環境面への配慮から 1 年間を通した調査を、法に準じて実施することとしている。なお、松坂町においては、埋蔵文化財の予備調査を行った結果、登り窯跡が確認されており、発掘調査を行い記録を残す必要がある。

⑤敷地外のインフラ対策経費

この項目は、上下水道、入口と道路との接続等の敷地外の整備に必要な経費を試算したものである。笠原町は、進入路の一部を民間企業と共用していることから、分離整理する必要があるため一番大きな経費を必要とし、松坂町、旧開墾地、ため池の順に経費が減少する。

⑥その他追加必要経費

笠原町は、建設箇所に焼却場があるため、ダイオキシン除去及び解体経費が必要となる。ただし、火葬場を建設しない場合でも、今後解体経費が必要となる。

(4) 住民の理解

① 最寄りの民家からの見通しの程度

住民理解の基本的な要素として、民家と火葬場の距離及び直接の見通しがあるかどうかについて検討した。その結果は、旧開墾地と笠原町では一定の距離があり問題はないと考える。ため池と松坂町は民家からの距離が 200m 以内にあり配慮が必要である。特に、ため池については最短で 47m の距離に民家があるため、留意すべきである。

② 住民理解に要する時間

7 月と 9 月に 2 回実施した地域経過報告会に委員が任意で参加して、住民の意見を聞き、地域の雰囲気を感じるとともに、会場での発言や配布した用紙に書かれた意見、ファックス、手紙等で、現状における住民理解の程度を把握した。

理解できるとする意見もあったが、反対の意見としては旧来の火葬場に対する考え方が払拭されておらず、どの候補地からも慎重な判断を求める意見が出された。

③ 土地取得に関係する時間

この項目は、原則として土地取得の協力は得られることを前提に議論を進め、地権者数や土地境界確認にかかる隣地地権者数について検討した。各候補地とも境界確定が必要であるが、特に笠原町では広大な土地であり時間を要すること、旧開墾地や松坂町では用地取得の手続きが必要である。また、ため池では県によるため池診断に基づき、廃止の手続きを行う必要がある。

なお、旧開墾地では、議論の過程において用地取得の見通しが困難との報告があった。

5. 選定結果と留意すべきこと

(1) 検討事項のまとめ

当委員会は、現地調査をふまえて今まで述べた項目について各委員が個別に評価することにより、考え方を整理したうえで委員の合議を諮り、最もコンセプトを満たす望ましい候補地を導き出した。

候補地の選定結果

順位	1	2	3	3
候補地名	ため池	開墾地	松坂	笠原

(2) 事業を進めるにあたり留意すべきこと

① 用地取得拡大の検討

ため池は、他の候補地に比べて狭く、周囲に十分な緑地帯を設けられるよう、隣接する民家を含めた周辺地の取得を検討する必要がある。

② 農業用水の利用者への配慮

農業用水利用者からは火葬場からの排水に不安の声が出されており、合併浄化槽の機能の十分な説明と、維持管理の方法について理解を求める必要がある。

③ 防災対策

ため池を埋め立てることによる不安解消のため、防災上の対策を考慮する必要がある。

④ 生活道路への進入防止

火葬場利用者の生活道路への進入を憂慮する声があり、市内の葬儀社への指導が必要である。

多治見市新火葬場建設検討委員会名簿

委員名		分野	所属
	カシハラ タダオ 笠倉 忠夫	学識者	名古屋産業科学研究所 上席研究員
◎	カタヤマ ユキオ 片山 幸士	学識者	人間環境大学副学長
	トヨタ ヨシフミ 豊田 洋一	学識者	中部大学工学部建築学科 教授
	ハルタ コウ 春田 剛	市民団体	多治見市区長会 総務会副会長
○	マエダ トシコ 前田 稔子	市民団体	社会福祉協議会理事 元地域福祉計画評価委員
	ミヤジマ ヒロヨシ 宮島 弘佳	市民団体	河川自然環境保全復元団体 リバーサイドヒーローズ
	建設地区長	市民団体	建設地確定後、当該区長へ委員をお願いする予定です。

◎委員長、○副委員長

事務局

氏名	役職	所属
佐藤 喜好	部長	市民環境部
浅野 真逸	課長	市民環境部 環境課
市川 昭彦	副主幹	
小木曾千敏	総括主査	
桂川 美徳	主査	

資 料

- 1 新火葬場候補地評価の検討基礎資料 11 p
- 2 委員の新火葬場候補地の評価結果（順不同） 17 p
- 3 多治見市新火葬場建設検討委員会設置要綱 23 p